

相談シート提出に係る確認事項

相談シートを提出される際には、下記確認事項をご了解いただき、提出くださるようお願いいたします。

【確認事項】

（情報の共有）

- 1 相談シートに記載された内容、今後支援を通じて収集・聴取した情報、書類等は、国、大分県、市町村、独立行政法人中小企業基盤整備機構、大分県6次産業化サポートセンター（以下「県センター」という。）、6次産業化中央サポートセンターの共有情報になりますので、あらかじめご了解ください。

なお、プランナーには、情報の漏洩をしないこと等の遵守について、事前に誓約をいただいています。

（プランナーの派遣）

- 1 相談を受けましたら、最初に県センターにて初回ヒアリングを行い、その後、県センター職員が必要に応じて、直接訪問等により相談内容を確認いたします。
- 2 県センターは、相談内容に応じてプランナーを派遣し、商品開発、販売促進、総合化事業計画の認定に向けた作成支援、総合化事業計画に即した経営のフォローアップなどを支援いたします。
- 3 総合化事業計画の認定要件に合わないなど、相談内容によって、対象外となる場合もありますので、ご了解ください。
- 4 プランナーへの総合化事業計画の作成支援や認定後のフォローアップに係る謝金、旅費は、県センターで負担しますので、プランナーから費用を請求されることはありません。
- 5 プランナーによる具体的な支援内容に関して、県センターでは責を負いかねますので、ご了解ください。
- 6 プランナーの派遣は、総合化事業計画の認定、補助金・交付金、融資等の確定を約するものではありません。
- 7 プランナーの派遣を受けた場合、必ずアンケート書類をご提出ください。提出がない場合、次回以降の派遣が出来ない場合がありますのでご留意ください。また、アンケート書類とは別に行うプランナーに関する満足度調査にも必ずご協力ください。

（補助金・交付金、融資等の確定）

- 1 総合化事業計画の認定が、補助金・交付金、融資等の確定を約するものではありません。